

令和6年度旭川市農業委員会9回総会議事録

- 1 開催日 令和6年12月25日（水曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時55分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 25名

2番・北原 浩美	3番・松原 朗	4番・吉田 豪人	5番・市田 敏行
6番・佐藤 絢也	7番・佐藤 慎二	8番・川上 和幸	9番・小出 範之
11番・湯浅 光二	12番・楠 栄	13番・請川 幹恭	14番・石尾 卓也
15番・只石 博幸	16番・柿木 和恵	17番・廣田 健太郎	18番・廣瀬 康行
19番・小竹 一茂	20番・山中 泰典	21番・千代 圭	22番・佐藤 博則
24番・高橋 一政	25番・前田 靖雄	26番・山田 孝	27番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 1番・橋本 幸博 23番・鈴木 剛
- 6 遅参委員 10番・中島 張
※事前に遅れる旨連絡があり、開始5分程して到着した。
- 7 事務局職員 太田事務局長 有馬事務局次長 西村副主任
稲場主査 皆川主査 川原主任
- 8 傍聴人 なし
- 9 議事録署名委員 14番・石尾 卓也 15番・只石 博幸
- 10 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地・非農地の判断について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について（審議）
 - (5) 報告第1号 あっせん候補者の登録について
 - (6) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
 - (8) 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
 - (9) 報告第5号 現地目証明願について（専決）

- 議長（山田 孝） ただ今から、令和6年度旭川市農業委員会第9回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は24名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員等の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（有馬次長） 事務局。
御報告申し上げます。本日の総会に、1番橋本委員、23番鈴木委員から、欠席する旨の届出がございました。また、10番中島委員から到着が多少遅れる旨の連絡がございました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号14番石尾委員、15番只石委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページないし8ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が8件、使用貸借権の設定が3件の合計11件です。
地区の内訳ですが、所有権移転は永山地区が1件、江神地区が1件、西神楽地区が3件、東旭川地区が3件、使用貸借権の設定は東旭川地区が3件となっております。
番号1番及び2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
番号3番、番号6番ないし8番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号4番及び5番につきましては、譲渡人、譲受人それぞれが、所有する農地をお互いに無償で譲渡し、効率的に耕作しようとする案件でございます。
番号9番ないし11番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に所有する農地を無償で貸し付ける案件でございます。

いずれも、議案補足資料 1 ページないし 11 ページの農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第 1 号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第 1 号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第 2 議案第 2 号「農地・非農地の判断について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（皆川主査） 事務局。

日程第 2 議案第 2 号「農地・非農地の判断について」を御説明いたします。議案書の該当ページは 9 ページないし 33 ページでございます。

今年度、農地利用状況調査において農地の現況確認を行い、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農林水産省が制定した「農地法の運用について」の第 4 に基づき、総会の議決により、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断を行うものです。

御審議いただく土地は東旭川地区の 107 件で、合計面積は約 76.7 ヘクタールとなっております。

農地に該当しない旨の判断をした場合は、土地所有者、北海道、旭川市、法務局に対してその旨を通知するとともに、農地台帳の整理等を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第 2 号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第 2 号について「異議なし」と認め、非農地とすることに決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは35ページないし72ページでございます。
所有権移転の12件は永山地区5件、西神楽地区2件、東旭川地区5件、利用権設定の75件は東鷹栖地区11件、西神楽地区12件、東旭川地区52件、合計87件となっております。
面積は所有権移転が20.2ha、利用権設定が231.2ha、合計251.4haでございます。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
利用権設定の番号17番につきましては、小出委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委 員（小出 範之） （小出委員 退席）

○議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
議案書の46ページ、利用権設定の番号17番は稼働不足を理由とした新規貸付でございます。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号17番について審議願います
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号17番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員（小出 範之） （小出委員 着席）

- 議 長（山田 孝） 小出委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号３５番につきましては、廣田委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。
- 委 員（廣田 健太郎） （廣田委員 退席）
- 議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原主任） 事務局。
議案書の５５ページ、利用権設定の番号３５番は、解約再設定でございます。
以上でございます。
- 議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号３５番について審議願います
御意見、御質問はございませんか。
- 委 員 （意見なし。）
- 議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号３５番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委 員（廣田 健太郎） （廣田委員 着席）
- 議 長（山田 孝） 廣田委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号５８番につきましては、小竹委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。
- 委 員（小竹 一茂） （小竹委員 退席）
- 議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原主任） 事務局。
議案書の６５ページ、利用権設定の番号５８番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。
- 議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号５８番について審議願います
御意見、御質問はございませんか。
- 委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号５８番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員（小竹 一茂） （小竹委員 着席）

○議 長（山田 孝） 小竹委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号７２番につきましては、請川委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委 員（請川 幹恭） （請川委員 退席）

○議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
議案書の７０ページ、利用権設定の番号７２番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号７２番について審議願います
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号７２番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員（請川 幹恭） （請川委員 着席）

○議 長（山田 孝） 請川委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
所有権移転の１２件は農地移動適正化あっせん事業による売買が１１件、
農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入が１件、利用権設定
の７５件のうち、議事参与制限の４件を除いた７１件は、期間満了による再
設定が５８件、借主変更が３件、解約再設定が１件、稼働力不足等を理由と
した新規貸付が９件となっております。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番ないし12番、利用権設定の番号1番ないし16番、18番ないし34番、36番ないし57番、59番ないし71及び73番ないし75番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番ないし12番、利用権設定の番号1番ないし16番、18番ないし34番、36番ないし57番、59番ないし71及び73番ないし75番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは73ページ及び74ページでございます。
永山地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で2件、合計で4件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、証明することに決定いたします。

○議 長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（有馬次長）

事務局。

日程第5報告第1号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案書の該当ページは75ページでございます。

本件につきましては、永山地区で3件、西神楽地区で2件の申出があり、議案書にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第6報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査）

事務局。

日程第6報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは77ページないし81ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に10件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、永山地区1件、江神地区2件、西神楽地区1件、東旭川地区6件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第7報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（皆川主査）

事務局。

日程第7報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは83ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に1件の法人から報告書の提出がありました。

この法人につきまして、補足資料12ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第8報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）

事務局。

日程第8報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは85ページないし89ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で3件、永山地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で5件、合計で10件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第9報告第5号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第9報告第5号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは91ページ及び92ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が10件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和6年度旭川市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

石尾卓也

署名委員

石博幸